

『改正消費税実務対応セミナー』を開催しました！

令和元年8月29日（木）、30日（金）の2日間にかけて、「改正消費税実務対応セミナー」を開催いたしました。

10月から施行された改正消費税について、実務への影響に着目した内容で当事務所職員より解説させていただきました。

ほぼ全ての事業者において改正への対応が求められており、皆様熱心に耳を傾けてみえました。

高山会場は39名、下呂会場は22名と大変多くの皆さまのご参加をいただきました。



キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）について

10月1日からの消費税率の引き上げや軽減税率制度の導入とともに、キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）が実施されています。事業者・消費者それぞれの立場で利用が進んでいますが、事業者様向けの事業概要を今一度ご紹介します。

I 概要

対象店舗において、登録されたキャッシュレス決済で支払うと、最大で5%のポイント還元を受けられる事業

II 実施期間

2019年10月1日～2020年6月30日（9か月間） ※2020年4月末まで加盟店申請可能

III 登録の対象となる中小・小規模事業者の主な条件

業種分類	資本金の額 出資の総額		常時使用する 従業員数
製造業その他	3億以下	又は	300人以下
卸売業	1億以下		100人以下
小売業	5,000万以下		50人以下
サービス業	5,000万以下		100人以下
旅館業	5,000万以下		200人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億以下		300人以下

※資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は対象外

※一般社団・財団、公益社団・財団、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする

※登録申請時において、直近過去3年分の各事業年度の平均所得が15億円を超える事業者は対象外

IV ポイント還元の支援内容

- ①消費者還元5%（フランチャイズ、ガソリンスタンドは2%）
- ②加盟店手数料実質2.17%以下（決済事業者手数料…3.25%以下、さらに国が1/3を補助）
- ③中小企業の負担ゼロで端末導入（1/3を決済事業者、2/3を国が補助）

※実店舗の他、ECサイトも対象

※フランチャイズ、ガソリンスタンドは②③の支援は無し

※事業期間後→加盟店手数料は決済事業者により変動、補助も無し

※導入端末は決済事業者が所有者だが、事業期間後も無償で借りられる

V 事業参加までの流れ

- ①自分の店舗が制度の対象かを確認
- ②キャッシュレス決済事業者の確認（制度に参加・登録している会社かどうか）
- ③参加申し込み（決済事業者経由で加盟店登録申請）
- ④「加盟店ID（13桁）」が発行される
- ⑤現在契約している決済事業者に「加盟店ID」を伝え、契約情報と端末情報を登録
- ⑥加盟店登録審査を経て登録完了
- ⑦ポスター・ステッカーなどの事業用広告物を店頭に掲示

※加盟店登録申請の際、申請情報の第三者提供への同意や営業の実態を確認できる書類が必要（開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証・免許書etc.）

※複数の決済事業者と契約している場合はそれぞれの決済事業者経由で申請が必要

※「加盟店ID」はひとつだけ。最初に申請した決済事業者経由で発行した加盟店IDを共有



経済産業省

URL:<https://cashless.go.jp/>



その他詳細につきましては、右記経済産業省事業ホームページをご確認ください。中部サポート事務局への相談も可能です。また、経理処理等につきましては当事務所スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

中部サポート事務局 052-963-3917